

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
1.1.1 圏域の概要						
1	3	-	地形、地質、植生、動植物、気候などの記載は、第2章以降の内容にどのように反映されているのか、教示願いたい。	22~	「1.1.1圏域の概要」や「1.1.2圏域の河川の概要」をもとに、第2章で河川の整備方針や河川工事の内容、河川環境の整備と保全などを記述しています。	
2	3	-	河川法第16条の2第2項の定めでは「降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。」と定められており、原案でも降雨量、地形、地質はそれなりに記載されているが、原案の整備計画では、それが活かされていない。			
3	4	10	<p>圏域の交通は、国道9号が京都縦貫自動車道に並行し、京都府を南北に結んでおり、国道477号は圏域を東西に走り、滋賀県との重要なアクセス経路となっている。また、JR山陰本線の複線化や京都縦貫自動車道の整備等が進んだことで、保津峡によって地形的に分断されていた京都市とのアクセスが容易となり、京阪神との交通利便性は向上した。</p> <p>↓ (修正案)</p> <p>圏域の交通は、京都縦貫自動車道と国道9号が並行し、京都府を南北に結んでおり、国道372、423、477号は圏域を東西に走り、圏域内での主要道路かつ隣接府県との重要なアクセス経路となっている。</p>	4	ご意見のとおり修正します。	
1.1.2 圏域の河川の概要						
1.1.3 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題						
4	8	-	“下水道の雨水対策”を加えた総合的な治水対策を推進するとあるので、8頁の1.1.3 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題の項目において、桂川本川の被害状況だけでなく支川も含めた内水被害状況についても記載すべきと考えられる。	8	本計画8頁に「平成24年、25年、26年には亀岡市街地において、平成25年には南丹市街地において内水被害が発生している。」と追記します。	
5	10	10	低地で浸水が著しかった地域について河川に先行して実施された嵩上げ、家屋移転などの事業の経緯や、道路事業で行った保津橋架け替えなどは、記載すべきです。	10	「頻繁に浸水被害が発生することから、保津峡入口から保津橋までの約2.3kmの区間を保津工区と位置づけ、約40haに及ぶ地権者の協力を得て平成8年から引堤による河道整備を実施し、平成15年には緊急対策特定区間として重点的に整備を進め、平成21年度に当面計画が完成した。」と修正します。	
6	10	21	亀岡工区 「平成11年度に完了した」とある。一定のことは実施されたと思うが、完了したというのは適正ではない。	10	千代川工区、大井工区、宇津根橋工区、馬路工区、河原林工区における既設堤防への腹付盛土による堤防断面の拡大や侵食防止のための護岸整備などの堤防補強が平成11年度に完了した事実を述べています。 亀岡工区では、1/10の治水安全度が確保され、引き続き1/30の安全度確保に向けた改修が必要であることから「一定の改修が完了した」と修正します。	
7	11	11	日吉ダムは、桂川改修の基本となる一大事業であるので、事業規模、移転問題なども含めて記載すべきだと思います。	11	「洪水調節と利水等を目的とした総貯水容量6,600万m ³ の日吉ダムは、201世帯の水没地域の方々や関係者の理解と協力により平成4年に工事着工され、平成10年4月に運用が開始された。ダム完成後は幾度も洪水調節を行い、平成16年台風23号洪水では保津橋地点で約1m、平成25年台風18号洪水では保津橋地点で約1.5mの水位低減効果を発揮し、下流地域での被害軽減に役立ってきた。」と修正します。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
8	13	3	「桂川には…平成25年9月台風18号の洪水により、広範囲に農地や家屋の浸水被害が発生した」と、その後の「…平成21年度に当面計画の河川改修が完成したことにより、…安全に流下させることができるようになった」との関連がおかしいのではないか。平成21年以降は安全になったとしているにもかかわらず、平成25年に広範囲な浸水被害が発生している。	13	「桂川には保津峡と呼ばれる狭窄部が存在することもあり、その上流域である亀岡盆地では、昭和28年台風13号や昭和35年台風16号など、洪水のたびに繰り返し水害に見舞われてきたが、平成10年に日吉ダムが完成し、平成21年度に当面計画の河川改修が完成したことにより、日吉ダムの洪水調節と合わせて概ね10年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させることができるようになった。しかし、平成16年台風23号や平成25年台風18号の洪水はこれを上回る降雨のため、広範囲に農地や家屋の浸水被害が発生している。」と修正します。	
9	13	13	「亀岡地区の堤内地に度重なる浸水被害をもたらしており、重点的に整備を進めていく必要がある」としながら、「桂川上流圏域の河川整備が先行した場合、下流に洪水が集中し大都市圏において甚大な浸水被害が生じるおそれがある。そのため、引き続き上下流バランスを確保しながら河川整備を実施する必要がある」としている。亀岡を遊水地としておき、下流の大都市圏を守るためにこの計画が作られているように感じる。おかしいのではないか。	13	亀岡市は霞堤を締め切って欲しいと要望されており、全体計画(将来計画)では霞堤を締め切る計画であることから、本計画では、河道掘削や霞堤の嵩上げによる対策を行う計画としています。その上で、その河川整備の基本として上下流バランスを確保する必要があり、このように記載していましたが、ご意見を踏まえ、「このように、下流直轄区間は河川整備を進めている段階にあり、桂川上流圏域の河川整備が先行した場合、下流に洪水が集中し大都市圏において甚大な浸水被害が生じるおそれがある。そのため、引き続き上下流の河川改修の整合性の確保に努め、国及び関係機関と協議・調整・情報共有の場を設け、早急に整備を実施する必要がある。」と修正します。 なお、府としても国に対し下流の整備促進に努めます。	
10	13	29	下から6行目の「このように、」の段落は、大都市圏でない亀岡はいつまでも犠牲になれ」との表現と解釈できます。したがって、「おそれがある。そのため…」は、例えば、「おそれがあるので、上下流改修の整合性を確保しながら…」と記載すべきです。 この原案では、下流が進まない限り、亀岡は犠牲になれと書かれていることと同じです。遊水機能を持たされ農地にしか使えないならば、相当の補償を検討すべき段階であると考え。見解を伺いたい。			
11	13	33	「貯留浸透施設等の整備など総合的な治水対策について検討する必要がある」としているが、貯留浸透施設について詳細を明記すべきである。	19	「1.2.3 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に「戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と修正します。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。	⑤
12	13	-	桂川本川の現状と課題を記載するにあたり、日吉ダムの放流量と現状の河道能力の状況や、平成25年台風第18号時の状況についても記載してはいかがでしょうか。	13	「なお、平成25年台風18号の洪水では、ダムへの最大流入量が管理開始以来最大となり防災操作が実施され、ダム下流の被害軽減が図られた。日吉ダムは、ダム下流の現況の河川整備状況を踏まえ、暫定運用として洪水時の最大放流量500m ³ /sを150m ³ /sまで絞りこむ操作が行われている。」と追記します。	
13	14	2	「本圏域の支川の河川整備状況は…京都府全体の整備率…に比べて低い水準である」とあるが、なぜ低いのか、どうすれば前進するのか書かれていない。	19	これまで桂川本川及び園部川本川を重点的に整備してきました。また、整備効果の早期発現のために、治水安全度1/5などを目標に暫定整備を進めてきたことから、50mm/h(概ね1/10)対応ができておらず整備率が低い状況です。さらに、水田地帯を流下する区間が多く重点投資できていないことも原因の一つです。 今後は、本計画19頁に記載のとおり、桂川本川と支川の10河川(亀岡市域では5河川)を重点的かつ優先的に整備する河川に位置付けて、整備促進を図るとともに、他の河川においても必要に応じて局部的な改良を実施していくこととしています。	
14	14	2	「支川の整備率は府全体の整備率と比べて低い水準」と書かれているが、なぜ低いのか、どうすれば改善できるのかを書くべき。			

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
15	13 14 22 ~	-	<p>亀岡市域から水害をなくすことは亀岡市民の悲願であることを前提に、下記内容を記載されたい。</p> <p>①京都府内河川の治水安全度から見ても桂川の流下能力は低く、中でも亀岡工区の河道は早期改修の必要に迫られていること。</p> <p>②桂川亀岡工区の治水安全度の向上を図るためには、下流の国直轄区間、特に嵐山地区の整備が不可欠であり、直轄区間の整備について計画的にスピードを持って整備を強力に進めていただく必要があるため、関係機関に強力に働きかけを行っていくこと。</p> <p>③桂川の治水対策は、日吉ダムの管理と河道掘削を前提とし、そのための開削(保津峡)を含めた整備計画とすること。</p> <p>④霞堤嵩上げ実施については、支川への逆流を防ぐ樋門や内水排除の揚水機等の設置を行うこと。</p> <p>⑤桂川本川の浸水被害の軽減を図るために、堆積土砂の除去を積極的に実施すること。</p> <p>⑥13、14頁に上記内容を記載いただき、22頁以降の各河川、工事の目的、種類及び施行の場所についても上記内容を反映されたい。</p> <p>⑦また、13頁下から3行目「…必要がある。」を、「…必要があるため、国及び関係自治体と協議、調整、情報共有の場を設け早急な整備に努める。」と加筆されたい。</p>	13 19 23 45	<p>①について、本計画13頁に「亀岡地区の堤内地に度重なる浸水被害をもたらしており、重点的に整備を進めていく必要がある。」と記載しています。</p> <p>②について、本計画19頁に「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。</p> <p>③について、本計画23頁に「保津峡の掘削については、今後の下流域の河川整備の進捗を考慮して、その実施時期を検討することとし、関係機関と調整を図る。」と記載しています。</p> <p>④について、本計画23頁に霞堤の嵩上げに伴い必要な外水対策については実施していくことを考えており、「嵩上げに合わせて桂川支川の背水区間の築堤等を実施する。」と追記します。</p> <p>⑤について、本計画45頁に「河道内において樹木の繁茂や土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、河川に生息する生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ計画的に樹木の伐採や堆積土砂の除去を行い、流下断面の確保に努める。」と記載しています。</p> <p>⑥について、上記①から⑤のとおりです。</p> <p>⑦について、本計画13頁を「引き続き上下流の河川改修の整合性の確保に努め、国及び関係機関と協議・調整・情報共有の場を設け、早急に整備を実施する必要がある。」と修正します。</p>	⑥ ⑦
1.1.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題						
1.1.5 河川環境の現状と課題						
16	15 ~ 19	-	<p>今回の整備計画の対象区間にはなっていないが、花脊出張所管内の桂川及び支流は淀川水系の最上流に位置し、急勾配で狭隘な未改修河川である。</p> <p>水害による被災箇所は、災害復旧工事により対処されているが、河川は現在も数十年前と同じ形態をとどめている。</p> <p>屈曲した河川形態が多くあり、水衝部は洪水時には崩壊の可能性が高く、急所となる部分については、経過観察とその結果に応じた対応が望まれる。</p> <p>また、近年漁協などによる生態系保全の取り組みなどもあることから、災害復旧工事等を実施する際には、景観はもとより、生態系を崩さない適正な施工を望みたい。</p>	21 44	<p>本計画44頁に「必要に応じて局部的な改良工事を実施する。また、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。」と記載しています。</p> <p>また、本計画21頁に「河川本来の変化に富んだ水辺の創出など、多様な生物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備を行う。」や「河川工事の際には、濁水による下流の生態系への影響を最小限に抑えるため、詳細設計の段階で工事の内容に応じた濁水対策を検討し、濁水の流下防止に努める。さらに、景観に優れた地域では、周囲の景観に配慮した河川整備を図る。」と記載しており、適切に進めます。</p>	
17	16	-	<p>国指定特別天然記念物 オオサンショウウオ(両生類) が生息しているため、追記が必要である。</p>	16	<p>「両生類は、国の特別記念物であるオオサンショウウオ(国絶滅危惧Ⅱ類(VU)、府絶滅危惧種)などの生息を確認している。」と追記します。</p>	
18	17	9	<p>アユやアマゴの放流が行われているのは日吉ダムより上流だけでなく、圏域内の中・下流部(支流を含む。)でも行われている。</p>	17	<p>「桂川やその支流ではアユやアマゴの放流が行われており、特に日吉ダムより上流では釣り客の利用が多い。」と修正します。</p>	
19	18	10	<p>(かわまちづくり) 文中、「保津川まちづくり検討委員会」は「保津川かわまちづくり検討委員会」ではないか。</p>	18	<p>「保津川かわまちづくり検討委員会」と修正します。</p>	
20	18	12	<p>「保津川かわまちづくり計画」が策定された年月日をきちんと入れておくべきである。</p>	18	<p>「保津川かわまちづくり計画(平成23年3月策定)」と修正します。</p>	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
1.2.1 計画の対象区間						
1.2.2 計画の対象期間						
21	19	5	計画の対象期間 「本整備計画の対象期間は、概ね30年間とする」としているが、30年計画とするのであれば、これを5年ごとの6期に分けて、1期にはどこまでを整備するのか等、もう少し現実味のある話にしなければならない。	23	河川法16条の2第二項の解説には、「河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすること。」とあります。これに基づき、本計画の桂川本川については、昭和28年台風13号洪水への対応を目指すことを目標としており、その期間を30年間としています。また、本計画23頁に、段階的な整備として霞堤の嵩上げについて具体的に記載しています。 なお、本計画策定後、詳細設計を行った上で必要に応じて地元調整(用地買収)などが必要になることなどから、本計画の策定段階では詳細な工程は決められません。	①
1.2.3 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標						
22	19	-	平成25年台風18号の洪水により、本梅川や田原川でも越水や堤防が決壊するなど、床上・床下浸水の被害が発生している。 よって、重点的かつ優先的に整備を実施する河川として、本梅川並びに田原川を追加されたい。	19 44	本計画19頁に記載のとおり、圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難であるため、想定氾濫区域内の人口と資産、河川の現況流下能力、近年の出水による被害の発生状況、既存事業の継続性などを総合的に勘案して選定しています。なお、平成25年台風18号の洪水により、本梅川や田原川でも越水や堤防が決壊するなど、床上・床下浸水の被害が発生したことから災害関連事業等を実施し、緊急的に対策を実施しました。現在も単独事業等で河川改修を実施しており、引き続き計画的に推進していくこととしています。 本計画19頁を「鶴の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川についても、局所的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。」と修正します。 本計画44頁に、新たに以下を追記します。 「2.1.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所(その他の河川) 鶴の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川において、必要に応じて局所的な改良工事を実施する。また、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。さらに、河川管理施設については、洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や施設等の点検を行い、機能が確保できるよう計画的な補修に努め、河道内において樹木の繁茂や土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、計画的に樹木の伐採や堆積土砂の除去を行い、流下断面の確保に努める。」	④
23	19	9	「桂川本川の河川整備計画の目標」について、淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)と整合を図り…再度災害防止の観点から昭和28年台風13号洪水への対応を目標にしているが、国の整備計画では、当該洪水を戦後最大洪水という理由で目標に掲げています。 原案のとおり、再度災害防止の観点であれば、それを上回る平成25年台風18号洪水が戦後最大であり、それを整備の目標にすべきと考えるが、見解を伺います。			②
24	19	9	・P19「桂川本川の河川整備計画の目標」について、淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)と整合を図り、再度災害防止の観点から昭和28年台風13号洪水への対応を目標にしていますが、国の整備計画では、当該洪水を戦後最大洪水という理由で目標に掲げています。 ・本文のとおり、再度災害防止の観点であれば、それを上回る平成25年台風18号洪水が戦後最大であり、それを整備の目標にすべきと考えますが、見解を伺います。	-	淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)は平成21年3月31日に策定されており、策定当時の戦後最大洪水として、昭和28年台風13号洪水を目標とされています。桂川上流圏域の桂川本川については、下流の目標と整合を図る計画としています。	②
25	19	9	河川整備計画の際は、少なくとも過去にあった被害の最大のもの(2013年台風18号)を基準とし、流域全体の水害被害を防げるような計画を立てるべき。			②

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
26	19	9	平成25年に広範囲で浸水被害が発生している。この状況に鑑み、洪水による災害の防止または軽減に関する目標は、昭和28年台風13号洪水でなく、戦後最大の平成25年18号台風を、最低でも整備の目標にすべきではないか。	-	淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)は平成21年3月31日に策定されており、策定当時の戦後最大洪水として、昭和28年台風13号洪水を目標とされています。桂川上流圏域の桂川本川については、下流の目標と整合を図る計画としています。	②
27	19	13	「洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標」 「支川の整備計画の目標は…安全に流下させることを目指すこととするが…圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難である」としている。支川の整備は困難だということを書くのはどうか。	-	桂川上流圏域の支川は48河川あり、これら全てを整備していくのは予算的にも時間的にも困難です。今後は、桂川(上)を含めた支川の10河川(亀岡市域では5河川)について重点的かつ優先的に整備する河川に位置付けて、整備促進を図る計画です。なお、事業実施中のその他河川についても、これまでと同様に単独事業等で整備していきます。	④
28	14 19	-	計画の14ページに「支川の整備状況は約26%となっており京都府全体の整備率約36%に比べて低い水準である」と書いてあります。支川は整備されていないだけでなく、田畑であったところが造成されていったり、亀岡駅北にスタジアムやその他の建物が建てられたりすることで、遊水地としての役目が果たせない状況が生まれたりしている現実では、安心して生活できません。全国的にも近年、ゲリラ豪雨とか帯状の降雨とかで、大きな川より町の中の小さな河川が増水、洪水の災害を起こしています。京都府として、19ページに「直ちに被害軽減を図ることは、(中略)困難である。」なんて無責任なことではなく、改善の仕立てをもっと短い期間の計画として、段階的に実施してすすめてもらいたいです。	23	桂川上流圏域の支川は48河川あり、これら全てを整備していくのは予算的にも時間的にも困難です。今後は、桂川(上)を含めた支川の10河川(亀岡市域では5河川)について重点的かつ優先的に整備する河川に位置付けて、整備促進を図る計画です。なお、事業実施中のその他河川についても、これまでと同様に単独事業等で整備していきます。 また、河川法16条の2第二項の解説には、「河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすること。」とあります。これに基づき、本計画の桂川本川については、昭和28年台風13号洪水への対応を目指すことを目標としており、その期間を30年間としています。さらに、本計画23頁に段階的な整備として、霞堤の嵩上げについて具体的に記載しています。	① ④
29	19	23	洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標 「堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める」とあるが、場所や期間等、明確なことを書かなければ計画が前に進まない。いつまでに何をするのか全く見えて来ない。	19 45	いつ、どこに、どれだけ堆積するかを予測して土砂撤去の計画を立てることは困難な状況です。なお、洪水の流下に支障となる土砂堆積については、状況に応じて撤去を行うことを本計画19、45頁に記載しています。	⑥
30	19	24	洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標 「関係機関と連携を図る」となっているが、具体的に「このようなことを進める」という内容を記載すべきではないか。	-	森林(治山)部局と連携して進めていくこととなりますが、森林の保全・整備については森林(治山)部局の所管であり、本計画の対象外であることから具体的に記載できません。なお、森林(治山)部局も交えた総合的な治水対策を検討する場において、森林(治山)部局と調整を図っており、引き続き連携・調整を図ります。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。	⑤
31	19	26	「土地利用の規制や誘導を含め関係市と連携しながら、計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々(原文のまま)の家庭での雨水貯留浸透施設、校庭・公園での貯留施設など、流域において総合的な治水対策を推進する。」の次の点が問題です。 亀岡駅北土地区画整理事業地等の市街化編入を認めながら、土地規制の誘導を行うことは矛盾しており整理する必要がある。 土地規制の誘導手法は、都市計画法だけでは規制ができない行為があり、その規制手法まで検討する必要があるが、見解を伺いたい。 下水道問題は合併方式をとらない地域では、別の表現とされたい。 個々の家庭との表現は不適切である。事業所、公的施設等が除外される。 校庭・公園は限定的すぎる。透水性舗装や多様な対策を記載すべきでないか。	19	「…計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と修正します。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。 なお、土地利用の規制や誘導については、様々な手法があることから、関係市と連携しながら検討していきたいと考えています。	⑤

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
32	19	27	「洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」 「関係市と連携しながら、計画的な河川整備」とあるが、亀岡市の要望をどこまで実現したのか。この計画自体、要望に基づいて作られたのか。	-	本計画の検討段階において、地元関係市に説明してきています。また、市議会や地元関係団体の要請に応じて説明を行っており、その都度多様な意見を聴取しています。さらに、本計画原案をホームページ等で広く周知し、パブリックコメントにより多くのご意見をいただいているところです。 また、府・亀岡市・南丹市による総合的な治水対策を検討する場を設け、総合的な治水対策を推進するために勉強会を開催しているところです。引き続き、総合的な治水対策の推進に向けて検討を進めます。	
33	19	27	桂川についての河川整備計画は、向こう30年間の計画策定となる。従って、近年の異常気象が多発する状況を賢察し、現実に即した見通しのある、「水防法の一部を改正する法律」(以下、改正水防法)に基づく国交省の指針にも合致した計画を策定する必要がある。	-	現在検討中の洪水浸水想定区域図は、想定される最大の降雨であり、その規模は1/1000程度の降雨で、主に避難するために必要な情報を共有するためのものです。一方、河川整備計画は概ね30年～5年確率の降雨を想定しており、主にハード整備で対応することを想定しています。	
34	19	27	総合的な治水といえば聞こえはよいが、具体的な内容に踏み込んで貰いたい。		本計画19頁を「・・・計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と修正します。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。 なお、具体的な箇所等については、府・亀岡市・南丹市による総合的な治水対策を検討する場において、関係市が所管・所掌する公共施設、校庭、公園、市道、ため池等において、整備可能な箇所を調整したいと考えています。	⑤
35	19	28	(洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標) 下から2行目の「校庭・公園での貯留施設など・・・」とあるが、森林での保水機能強化、ため池の治水利用、水田でのタンボダムによる貯留も加えるべきでないか。	19		⑤
36	19	28	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 「総合的な治水対策を推進する」となっているが、総花的である。			⑤
37	19	-	桂川は京都府管理河川のうち最大の河川であり、その河川整備は、府民の命と財産を守る最優先の事業です。それにも関わらず、予算などの制約を理由に事業実施を放棄することは許されません。万が一、予算を理由にするならば、今後30年間の京都府の全ての事業計画を点検し、シミュレーションした上で、その優先順位を付け評価すべきです。	-	桂川上流圏域の支川は48河川あり、これら全てを整備していくのは予算的にも時間的にも困難です。今後は、桂川(上)を含めた支川の10河川(亀岡市域では5河川)について重点的かつ優先的に整備する河川に位置付けて、整備促進を図る計画です。なお、事業実施中のその他河川についても、これまでと同様に単独事業等で整備していきます。 重点的かつ優先的に整備を実施する支川の選定の考え方について、第15回木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会(平成27年3月20日)において説明しています。資料は下記の京都府ホームページの「桂川上流圏域の整備目標について」に掲載していますので参考にしてください。 http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kasen-03/15katsuragawajouryu.html	④
38	19	-	整備計画の対象とする10河川とその他の支川について、優先度を決定するにあたり検討した事項を、表形式等で記載してはいかがでしょうか。	-	検討過程については、過去の検討委員会で説明しており、今回の原案については結果のみを記載しています。 なお、重点的かつ優先的に整備を実施する支川の選定の考え方について、第15回木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会(平成27年3月20日)において説明しています。資料は下記の京都府ホームページの「桂川上流圏域の整備目標について」に掲載していますので参考にしてください。 http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kasen-03/15katsuragawajouryu.html	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
39	19	-	重点的かつ優先的に整備を実施する支川の選定の指標としている人口、資産、流下能力、被害の発生状況について、その数字を示し、比較検討した結果、選定理由を示して、公平性、透明性、効率性を確保すべきと考えますが、見解を伺います。			④
40	19	-	・P19で、「支川の整備計画の目標は、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指すこととするが、圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難である。このため、本整備計画では、想定氾濫区域内の人口と資産、河川の現況流下能力、近年の出水による被害の発生状況、既存事業の継続性などを総合的に勘案し、桂川(上)、雑水川、七谷川、犬飼川、法貴谷川、千々川、東所川、園部川、天神川、陣田川の10河川について、重点的かつ優先的に整備を実施する。」とあります。 ・選定の指標としている人口、資産、流下能力、被害の発生状況について、その数字を示し、比較検討した結果、選定理由を示して、公平性、透明性を確保すべきと考えますが、意見を伺います。	-	重点的かつ優先的に整備を実施する支川の選定の考え方について、第15回木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会(平成27年3月20日)において説明しています。資料は下記の京都府ホームページの「桂川上流圏域の整備目標について」に掲載していますので参考にしてください。 http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kasen-03/15katsuragawajouryu.html	④
41	19	-	農地の治水機能の向上を図る必要があると記載してはどうか。	19	「・・・計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と修正します。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。	⑤
42	19	-	「淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)と整合を図り、桂川の流下能力、近年の被災状況及び地形の特性等を踏まえ、上下流バランスを勘案し、再度災害防止の観点から昭和28年台風13号洪水(概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水)への対応を目指した整備を進める。」とあります。 国の整備状況は、緊急対策事業でさえ河道掘削は50%程度であり、3つの堰撤去は1箇所のみ、嵐山の整備内容は決まっていないと聞いています。このような状況では、緊急治水事業が完成したとしても、平成16年台風23号対応ができるまでの相当の期間は、桂川上流の治水安全度は概ね10年から20年確率しか確保できないと考えます。昭和28年台風13号対応が完成するまでの期間についても、桂川上流の治水安全度は20確率程度しか確保できないのではないのですか。 結論として、仮に国の河川整備が計画どおり進んだとしても、国の整備計画の目標年次である平成49年度までの20年間は、最大でも20年確率の安全度までしか対策できないとしているのが、この河川整備計画原案の実体であると考えます。その20年間も、これまでの嵐山地区の整備計画の検討をはじめ、国の事業実施状況を見れば、遅れることはあっても決して早まることはありません。 亀岡の治水対策は、日吉ダムは構想から完成まで約37年間を要し、完成してからも20年が経過しようとしているが、桂川本川は未だ10年確率程度の安全度でしかなく、人家浸水なども解消されていません。 このように、今回の原案は、これまでの経緯を無視した上に、桂川上流の治水対策を促進する計画になっておらず、極めて問題であると考えますが、見解を伺いたい。	19 23	淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)では、桂川の嵐山地区について、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施するとされており、桂川上流圏域については、下流と整合を図った目標としています。 現在、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところですが、本計画23頁に「霞堤は一度に計画高水位まで嵩上げできないため、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げする。」と記載しており、下流の進捗に合わせて着実に整備を進めていきます。 また、本計画19頁に「・・・計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と記載し、流域全体で治水安全度向上を図っていくこととしています。 災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。	① ⑦

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
43	19	-	<p>・P19では「桂川本川の整備にあたっては、淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)と整合を図り、桂川の流下能力、近年の被災状況及び地形の特性等を踏まえ、上下流バランスを勘案し、再度災害防止の観点から昭和28年台風18号洪水(概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水)への対応を目指した整備を進める。」とあります。</p> <p>・国の整備状況は、淀川河川事務所に確認したところ、緊急対策事業でさえ河道掘削は50%程度であり、3つの堰撤去は1箇所のみ、嵐山の整備内容は未だ決まっていない状況です。</p> <p>・このような実施状況を踏まえると、緊急対策事業が完成したとしても、次の28号台風への対応ができるまでの相当の期間は、桂川上流の治水安全度は概ね1/10~1/20しか確保できないこととなります。</p> <p>・さらに28号台風への対応に引き続き昭和28年18号台風への対応が完成するまでの期間についても、桂川上流の治水安全度は1/20程度しか確保できません。</p> <p>・つまり、仮に国の河川整備が計画通り進んだとしても、国の整備計画の目標年次である平成49年度までの20年間は、最大でも20年確率の安全度までしか対策できないとしているのが、この河川整備計画原案の実体であると考えますが、見解を伺います。</p>	19 23	<p>淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)では、桂川の嵐山地区について、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施するとされており、桂川上流圏域については、下流と整合を図った目標としています。</p> <p>現在、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところです。</p> <p>本計画23頁に「霞堤は一度に計画高水位まで嵩上げできないため、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げする。」と記載しており、下流の進捗に合わせて着実に整備を進めていきます。</p> <p>また、本計画19頁に「…計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と記載し、流域全体で治水安全度向上を図っていくこととしています。</p> <p>災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。</p>	① ⑦
44	19	-	<p>原案では、今後の桂川本川の治水対策の進展は見込めません。このため、整備の考え方を根本的に見直し、下流の進捗に関わらず上流域の安全を確保するための治水対策へと、根本的に考え方を見直す必要があると考えます。</p> <p>人命と資産を最優先に守るという考え方への方向転換が必要と思います。</p> <p>桂川本川については、例えば、「平成25年台風18号洪水クラスの洪水に対して、人家浸水被害を解消する。」ことを新たな目標として設定し、遊水機能のある土地といわれる水田の積極的な保全(地役権の設定など)、京都・亀岡保津川公園予定地の切り下げによる遊水池容量の確保、宅地嵩上げによる人家浸水防止など、治水安全度の向上を図ることが最も効果的と考えるが、見解を伺います。</p>			⑧
45	19	-	<p>・原案では、今後の桂川本川の治水対策の進展は見込めません。</p> <p>このため、整備の考え方を根本的に見直し、下流の進捗に関わらず上流域の安全を確保するための治水対策へと、根本的に考え方を見直す必要があると考えます。</p> <p>・つまり、亀岡盆地の地形的特性からくる洪水の氾濫は一定許容するという、自然と共生してきた過去からの土地利用を継承することを前提とし、現在の霞堤と遊水機能の保全と積極的な活用により、人命を最優先に守るという考え方への方向転換が必要です。</p> <p>・例えば、「平成25年台風18号洪水に対して、人家浸水被害を解消する」ということを新たな目標として設定し、現在の霞堤の保全、氾濫原である水田の積極的な保全(地役権により遊水池化)、保津川公園敷地の切り下げによる遊水池容量の確保、JRや道路を活用した輪中堤の整備、宅地嵩上げによる人家浸水防止など、下流に影響を及ぼすことのない整備により、治安安全度の向上を図ることが最も効果的と考えますが、見解を伺います。</p>	19	<p>淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)では、桂川の嵐山地区について、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施するとされており、桂川上流圏域については、下流と整合を図った目標としています。</p> <p>亀岡市は霞堤を締め切りたいと要望されており、全体計画(将来計画)では霞堤を締め切る計画であることから、本計画では、河道掘削や霞堤の嵩上げによる対策を行う計画としています。</p> <p>なお、本計画19頁に「…計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と記載し、流域全体で治水安全度向上を図っていくこととしています。</p> <p>また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。</p>	⑧
46	19	-	<p>鵜ノ川は無堤防区間が多く、何度もの洪水被害で多くの耕作放棄地が生じている。DID地区でないことで除外することは、営農の重要性を理解せず、結果的に水田の保水機能を評価しないことである。</p>	-	<p>人口集中地区(DID)を選定の指標の一つとし、人命を優先することは合理的であると考えます。</p> <p>なお、鵜の川については、概ね1/10の治水安全度が確保されています。</p>	④
47	19	-	<p>西川は上流部で大規模な開発が進んでいる。しかも、管理が不適切で樹木が茂り、コンクリート残骸が堆積している。これらの除去が確実に行われていないため、極めて環境の悪い河川となっている。これらの問題を整理した上で、評価すべきである。</p>	45	<p>西川については、概ね1/10の治水安全度が確保されています。河道内の樹木や堆積物については、本計画45頁に記載のとおり、維持管理の中で対応していくこととなります。</p>	④

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
48	19	-	柏原地区は、年谷川、西川の2つの支川に挟まれた低地が含まれているが、この2つの支川が重点的かつ優先的整備河川から外されているのは何故か。	-	年谷川及び西川については、概ね1/10の治水安全度が確保され、近年洪水による外水に起因した浸水被害がありません。 なお、堤防補強等については、今後も必要に応じて調査を行い、対策をとることとしています。 重点的かつ優先的に整備を実施する支川の選定の考え方について、第15回木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会(平成27年3月20日)において説明しています。資料は下記の京都府ホームページの「桂川上流圏域の整備目標について」に掲載していますので参考にしてください。 http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kasen-03/15katsuragawajouryu.html	④
49	19	-	河川整備計画の整備河川に一次支川「年谷川」の上流部の雲仙橋(市道中矢田篠線)から鎌山橋(府道枚方亀岡線)の未改修の600m区間を加える。 年谷川は、昭和26年の大水害により大きな被害を受け、その災害復旧工事により昭和30年頃までに河川改修が実施されているが、上流部の亀岡市上矢田町地域は河川改修が実施されていない。上記の600m区間は、上矢田町の既存集落の点在する地域で、大水害で多数の犠牲者の出たところであり、現在は、一部市街化区域にもなっており、河川整備が必要な箇所である。	19 44	年谷川については概ね1/10年の治水安全度が確保されていますが、雲仙橋から上流部については、災害の発生状況や都市化の進展なども踏まえ、必要に応じて局部的な改修を実施することとしています。 本計画19頁を「鵜の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川についても、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。」と修正します。 本計画44頁に、新たに以下を追記します。 「2.1.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所(その他の河川) 鵜の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川において、必要に応じて局部的な改良工事を実施する。また、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。さらに、河川管理施設については、洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や施設等の点検を行い、機能が確保できるよう計画的な補修に努め、河道内において樹木の繁茂や土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、計画的に樹木の伐採や堆積土砂の除去を行い、流下断面の確保に努める。」	④
50	19	-	年谷川は、一部区間で堤体が弱いのではないか。	-	既存堤防の健全性について概略点検を実施しており、問題ないことを確認しています。府管理河川においては、毎年河川の点検を実施しており、異常等があれば、その状況に応じた対策を講じることとしています。引き続き適正な維持管理に努めます。	
51	19	-	曾我谷川のJR下流部は堤体の下部が破損しつつある。	-	河床の洗掘が比較的顕著であることは把握していますが、現時点では直ちに周辺に危険が及ぶおそれはありません。洗掘が拡大し、堤防に危険が及ぶおそれが生じた場合は、補修など対応します。	
52	19	-	「その他の河川についても、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。」との表現は、P45で河川管理施設について、管理問題が記載されていたとしても、河川法上、河川と河川管理施設は概念が異なるため、本川及び「重点的かつ優先的に整備する支川」の河川管理を行わないように解釈できます。整理が必要です。 柏原川西地区への洪水や、西川に流れる都市下水路などが西川の水位上昇により、逆流し、多くの事業所や家屋などに被害を出している状況にどう対応するのかどこにも記載されていない。見解を伺いたい。	19 45	本計画19頁の「1.2.1計画の対象区間」において、「本整備計画の対象区間は、桂川上流圏域における京都府管理の一級河川の区間とする」としており、本計画45頁の「河川の維持管理」については、桂川上流圏域における京都府管理の一級河川全てが対象です。 また、西川の水位が上昇し、都市下水路などから西川へ排水できないことによって生じる浸水被害(いわゆる内水氾濫による浸水被害)については、別途、都市下水路の管理者である亀岡市と調整していくこととします。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
53	19	-	古川は河川として10年確率が確保されているのかどうか点検されているのか。	-	古川については、1/10の治水安全度が確保されていない状況です。 なお、桂川上流圏域の支川は48河川あり、これら全てを整備していくのは予算的にも時間的にも困難です。今後は、桂川(上)を含めた支川の10河川(亀岡市域では5河川)について重点的かつ優先的に整備する河川に位置付けて、整備促進を図る計画です。なお、事業実施中のその他河川についても、これまでと同様に単独事業等で整備していきます。 重点的かつ優先的に整備を実施する支川の選定の考え方について、第15回木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会(平成27年3月20日)において説明しています。資料は下記の京都府ホームページの「桂川上流圏域の整備目標について」に掲載していますので参考にしてください。 http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/kasen-03/15katsuragawajouryu.html	④
54	20	-	(表1-3 整備目標) 整備の具体的な年次計画も示すべきではないか。	-	本計画策定後、詳細設計を行ったうえで必要に応じて地元調整(用地買収)などが必要になることなどから、本計画の策定段階では詳細な工程は決められません。	①
1.2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標						
1.2.5 河川環境の整備と保全に関する目標						
55	21 46	-	(河川環境の整備と保全に関する目標) (水辺空間) 記載のとおり、上内膳や下内膳、保津小橋の保全など歴史・景観に配慮した河川整備に努めること。	46	本計画46頁に記載のとおり、河川整備に当たっては、施設の配置や材料の選定等において、可能な限り周辺の歴史や景観に配慮するように努めます。	
2.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所(治水)						
56	22	-	保津川、大堰川、上桂川各漁業協同組合の漁業権の区域であり、漁業に影響の出ないよう配慮されたい。また、河川種苗の放流時期等に濁水による影響が出ないよう配慮されたい。	21	工事の実施時期等については、漁業に影響のないよう配慮するとともに、河川工事の際には、本計画21頁に記載のとおり、濁水による下流の生態系への影響を最小限に抑えるため、詳細設計の段階で工事の内容に応じた濁水対策を検討し、濁水の流下防止に努めます。	
57	22	-	目標洪水及び流量について 再度災害防止の観点から桂川本川の目標を戦後最大の昭和28年洪水とするとしていますが、再度災害を防止するなら概ね1/150と分析されている平成25年の台風18号洪水を目標にすべきではないかと考えます。 また、日吉ダムは現在のところ計画500m ³ /sに対して暫定的な操作で150m ³ /sの放流量で運用されているようですが、原案では日吉ダムのすぐ下流の流量が500m ³ /sとなっていますが正しいのでしょうか。 そして、かつての工事実施基本計画では日吉ダムの上流にさらにもう一つのダムによって洪水を調節する前提で、請田地点の計画流量を3500m ³ /sとされていたと思いますが、この原案ではそのダムの扱いはどのようなものなのでしょうか。ダムがなくても昭和28年洪水で2500m ³ /sや100年確率で3500m ³ /sになるのでしょうか。	-	淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)は平成21年3月31日に策定されており、策定当時の戦後最大洪水として、昭和28年台風13号洪水を目標とされています。桂川上流圏域の桂川本川については、下流の目標と整合を図る計画としています。 日吉ダムと支川田原川の間には、支川木住川や中世木川が合流しており、本計画では、日吉ダムからの放流量150m ³ /sと合わせて500m ³ /sになります。 なお、平成19年8月16日に策定された淀川水系河川整備基本方針(国土交通省)では、日吉ダムより上流においてダムの計画はなく、請田地点において昭和28年台風13号洪水では2,500m ³ /s、1/100確率規模の洪水では3,500m ³ /sとなります。	
58	23	-	・P23「図 2-2 桂川本川計画流量配分図(1/30規模)」において、日吉ダム下流で500m ³ /sとなっていますが、日吉ダムの放流量は現状暫定で150m ³ /sとなっていますが、500m ³ /sであっているのでしょうか。	-	日吉ダムと支川田原川の間には、支川木住川や中世木川が合流しており、日吉ダムからの放流量150m ³ /sと合わせて500m ³ /sになります。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
59	23	-	「図 2-2 桂川本川計画流量配分図(1/30 規模)」において、日吉ダム下流で500m ³ /secとなっているが、日吉ダムの放流量は現状暫定で150m ³ /secではないですか。 1行目の表現「上下流バランスに配慮」との表現は適切ではない。「下流の整備促進を関係機関に働きかけるとともに…」などの表現を入れることはできないのか。見解を伺いたい。 「霞堤…」からの段落は、文章が複雑(2段階を1つにまとめることは無理があります。)で、誤解を招きます。1.0mのかさ上げは、現況が違う霞堤を単純に表現しており問題です。なお、かさ上げについては、その影響のシミュレーションは十分なされているのか、見解を伺いたい。	19 23	日吉ダムと支川田原川の間には、支川木住川や中世木川が合流しており、日吉ダムからの放流量150m ³ /sと合わせて500m ³ /sになります。 本計画19頁に「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記します。 また、本計画23頁に「霞堤は計画高水位まで嵩上げし、嵩上げに合わせて桂川支川の背水区間の築堤等を実施する。霞堤は一度に計画高水位まで嵩上げできないため、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げする。」と修正します。 霞堤の嵩上げの影響については、本計画の目標である昭和28年台風13号洪水を基本に、各霞堤の高さをもとに約1m嵩上げすることで解析を行っており、支障ないことを確認しています。	⑦
60	22 23	-	(河川工事の目的、種類及び施行の場所(治水)(桂川本川)) 文中、橋梁の改築とは保津小橋の改築を含むのか。そうであれば、地域住民等の意見を十分に聞き検討されたい。 また、霞堤の嵩上げ、河道掘削、橋梁の改築のほかに計画期間内に樋門の改築は計画されていないのか。計画されているなら、記載されたい。	-	保津小橋の改築は含まれており、実施に当たっては、亀岡市の道路計画と整合を図りながら地域住民等と協議・調整を図っていきたくと考えています。 樋門改築については、今後、詳細設計を行っていく中で、地域の実情や経済性、効率性等を考慮して検討していきます。	
61	22 23	-	桂川本川堤防の脆弱箇所(大井町から千代川町の右岸側、河原林町勝林島周辺の左岸側)に関し、早急な調査を行い、対策を講じること。	23	本計画23頁に「堤防の安全性が不足している箇所について、ドレーン工法等による堤防の質的強化等を図るとともに、水衝部など必要な箇所の護岸整備を実施する。」と記載しています。 なお、右岸堤防(大井町から千代川町)は今年度調査を実施する予定であり、左岸堤防(河原林町勝林島周辺)については状況を確認し、今後調査を実施していきたいと考えています。	
62			霞堤を1m上げるとのことであるが、霞堤だけを上げても合流部上流の堤防が低い場合、そこから堤内側に浸水すると考えられる。	23	本計画23頁に「霞堤は計画高水位まで嵩上げし、嵩上げに合わせて桂川支川の背水区間の築堤等を実施する。」と追記する。	
63	-	-	9か所のかすみ堤は、それぞれがレベル的に違うため、調査して一斉に1m上げた際に見合う同じ効果が発揮できるように準備をしておいてほしい。	23	霞堤の嵩上げについては、現況の高さを基準として計画高水位を上限とし、約1m嵩上げする計画です。	
64	-	-	・霞堤を嵩上げすることは、霞堤ではなく越流堤を造ることになります。その越流堤を超えた場合には、現在よりも洪水の勢いが増し、被害が浸水だけにとどまず、水田や人家へ破壊的な被害を及ぼすこととなります。 ・中途半端な嵩上げは行うべきではないと考えますが、見解を伺います。	-	霞堤の嵩上げに当たっては、今後詳細設計を行い、必要に応じて堤防や堤内側に影響が出ないような対策を行うこととします。	
65	-	-	堤防は少しずつ嵩上げするような計画ですが、松の木を植えたり、無駄な経費を使わないで、早く完成形をつくり、霞堤を残せば下流に影響はないのではないのでしょうか。	-	桂川本川の堤防については、霞堤を除き概ね完成しています。亀岡市は霞堤を締め切って欲しいと要望されており、全体計画(将来計画)では霞堤を締め切る計画であることから、本計画では、河道掘削や霞堤の嵩上げによる対策を行う計画としています。	
66	-	-	他県では河川整備の時、時間雨量何ミリ対応、日雨量何ミリ対応の河川を作るのかを明記している。上桂川は何ミリ対応なのか。	-	桂川本川は、約174mm/9hです。	
67	24	-	桂川(上)との表記は、概念を記載しないと意味が分からない。	24	「桂川(上)は、日吉ダムより上流の桂川のことであり、…」と追記します。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
68	26	4	雑水川について、「概ね10年に1回程度…安全に流下させる」とあるが、ここ10年で何回も床上浸水しているのに、まだ10何年かかるという計画はどのようなのか。	-	雑水川は、長い間用地買収ができず進捗が図れませんでした。平成24年の洪水を契機に事業進捗が図られています。今後も、早急に改修を進めていきます。	
69	27	-	20年間以上整備が進まない区間があり計画を見直すべきではないか。 雑水川の河川断面の5.5mは、南郷池から上流区間、特に家屋が密集する区間で、その河川幅を確保することは可能なのか極めて疑問である。放水路案などと費用対効果及び実現性の面で再検討されたい。	-	雑水川は、長い間用地買収ができず進捗が図れませんでした。平成24年の洪水を契機に事業進捗が図られています。今後も、早急に改修を進めていきます。 雑水川については、河道改修案、放水路案、ため池改良案を比較し、河道改修案(現計画)が他の案より経済的であり実現性が高いと判断しています。	
70	26 27	-	・P26～27で、雑水川の河川断面が示され5.5mとなっていますが、南郷池から上流区間、特に楽々荘付近の家屋が密集する区間で、5.5mもの幅を確保することは可能なのか疑問です。 ・道路を利用した放水路などが必要ではないかと考えますが、意見を伺います。			
71	28 29	-	国営圃場整備で改修した部分にブロック積みをして改修することは、事業調整が不十分だったのではないかと。これらの区間ではなく、上流の家屋が多い天井河川区間の改修を最優先に改修すべきと考えるが、見解を伺いたい。 また、古川合流点より上流の計画横断面図では、河川は切り下げられるものの、現在の堤防は残ったままです。計画を超える洪水で、万一、下流が流木で堰上げられるなどした場合には残った堤防の高さまで水位が上昇し、今まで以上に危険な状況になりかねません。河川の切り下げと同時に不要な堤防部分は切り下げるべきと考えるが、見解を伺いたい。			
72	28 29	-	・P28～29の七谷川について、整備河川選定の指標である想定氾濫区域内の人口と資産を考慮すれば、桂川合流点から約8kmの区間の整備は優先されるべき区間でしょうか。 ・上下流バランスというものがあるのであれば、それは単に疎通能力の問題ではなく、想定される被害、河川の形状による危険性など総合的に勘案した真の上下流バランスにより考える必要があります。 ・国営ほ場整備で改修した部分を更にブロック積みまでして改修することは、二重投資であるだけでなく、河川の遊水池でもある区間であって、全く意味のないことであり、上流の家屋の密集する天井河川区間の改修を最優先に改修すべきと考えますが、意見を伺います。 ・また、P29の古川合流点より上流の計画断面図を見ると、河川は切り下げられるものの、現在の堤防は残ったままです。万一、計画を超える洪水で、下流が流木で堰上げられるなどした場合には、残った堤防の高さまで水位が上昇してしまい、今まで以上に危険な状況になりかねません。河川の切り下げと同時に不要な堤防部分は切り下げるべきと考えますが、意見を伺います。	-	天井川区間の切り下げ等を優先して実施する予定ですが、上下流バランスの観点から、天井川区間を改修するには、先行して下流区間を改修する必要があります。 また、古川合流点より上流については、扇状地による自然堤防を形成しており、周辺堤内地より数メートル高く、これが河川の横断方向に広く続いています。河川に必要な堤防幅より堤内側は民地であり、人家もあることから自然堤防全てを切り下げることはできません。なお、本計画19頁に記載のとおり、流木の防止機能を有する森林の保全・整備については、関係機関と連携を図っていきたく考えています。	
73	30 31	-	犬飼川願成寺川が桂川に合流する地域の全面的な早期改修を求めます。 この件については、桂川上流域河川整備計画(原案)に具体的に記載してください。	30 31	桂川の背水の影響を受ける区間については、築堤等を実施することで整備区間に追加しました。	
74	30 31	-	洪水常襲地区の抜本的な対策として、大井垣内地区の住居事業所等のかさ上げを実施していただきたい。 九州北川では宅地嵩上げにより対策した実績がある。検討して欲しい。	-	浸水対策については、霞堤の嵩上げ、輪中堤、宅地化上げ等が考えられますが、地域の実情や経済性等を考慮して決めていく必要があります。現時点では、霞堤の嵩上げが適切と考えています。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
75	38 39	-	概ね5年に1回程度の雨を目標としていますが、旧園部町の中心を流れる河川であり、最低でも10年に1回程度の雨を目標としなければ、他の支川とのバランスが取れない。例えば、上流や本梅川も含めた流域で、複数の遊水地を設置し、治水安全度を上げる必要があると考えるが、見解を伺いたい。			③
76	38 39	-	・園部川については、概ね5年に1回程度の雨を目標としていますが、旧園部町の中心を流れる河川であり、最低でも10から30年に1回程度の雨を目標としなければ、他の支川、特に法貴谷川と比較すればそのアンバランスは一目瞭然です。 ・そのために、原案で掲げている総合治水という観点から、例えば上流や支川の本梅川も含めた流域において、複数の遊水池を設置することにより治水安全度を上げることが必要と考えますが、意見を伺います。	-	園部川流域は他支川に比べて大きな流域であるため流量が大きく、園部川の改修は下流の桂川の改修状況を考慮した段階的な整備が必要となります。現在の下流桂川への影響を考慮して、本計画の園部川の改修目標は1/5確率規模としています。 園部川については、河道改修案、遊水地案、放水路案を比較し、河道改修案(現計画)が他の案より経済的であり実現性が高いと判断しています。 なお、園部川の改修については、本整備計画で将来計画見合いの河道幅や護岸等を整備する予定です。	③
77	38 39	-	園部川水系の整備目標を1/5としているのは、納得できない。人口密集地を流れていることを無視した計画である。			③
2.1.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所(河川空間整備)						
2.1.3 河川の局所的な改良工事について						
2.2.1 河川の維持の目的						
2.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所						
78	45	5	原案の組立は、河川法施行令で定めるべきとされている事項のうち、河川管理施設の機能の概要、河川の維持の目的、種類及び施行の場所の記載について、具体性がないが、その理由を教示願いたい。	22～ 43 45	各河川の計画横断面図において、川幅、河床幅、水深等の詳細を記載しています。また、維持管理については、桂川上流圏域の全ての府管理の一級河川を対象としていることから、全ての河川において維持管理が実施可能な記載内容としています。	
79	45	7	「河川管理施設については」の言葉は不要ではないか。	-	河川管理施設の維持管理について記載しています。	
80	45	9	原案P45では「河道内の樹木繁茂や土砂堆積が支障となる場合は」とあるが、既に支障となっている。文言を修正すること。	45	既に洪水の流下に支障となっている土砂堆積については、堆積状況を確認したうえで、本計画45頁に記載のとおり土砂撤去を行います。	⑥
81	-	-	優先的に整備する河川として年谷川、西川、鶺鴒の川、曾我谷川、愛宕谷川の5河川について、その他の項目の中でかまわないので、具体的に河川名をあげて記載いただきたい。ゲリラ豪雨で大阪府域に警報が発令され、亀岡では発令されない場合があり、この時、年谷川が溢れる。これは、桂川合流点で土砂が堆積していることが原因だが、大阪府だけ降っている場合、年谷川からの土砂が流下し桂川本川に堆積するが、本川は洪水になっていないので、この土砂が流下せず堆積したままとなり、後日悪さをする。これは鶺鴒の川、西川も同様。適宜、浚渫と伐木をお願いしたい。	19 44	本計画19頁を「鶺鴒の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川についても、局所的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。」と修正します。 本計画44頁に、新たに以下を追記します。 「2.1.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所(その他の河川) 鶺鴒の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川において、必要に応じて局所的な改良工事を実施する。また、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。さらに、河川管理施設については、洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や施設等の点検を行い、機能が確保できるよう計画的な補修に努め、河道内において樹木の繁茂や土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、計画的に樹木の伐採や堆積土砂の除去を行い、流下断面の確保に努める。」	④ ⑥

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
82	-	-	保津峡が掘削されないので亀岡はダムになっている特殊な地域である。浚渫して河道内に遊水機能を持たせるようお願いしたい。	45	本計画45頁に記載のとおり、河道内において土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、計画的に樹木の伐採や堆積土砂の撤去を行い、流下断面の確保に努めます。	⑥
83	-	-	堆積土砂撤去について、上流に位置する亀岡市は、請田神社前掘削しない限り、河川本流、支川の土砂撤去は、断面積云々に囚われずに撤去が可能である。遊水池を河川敷地内にと考えれば、断面積の1割とかいう理由は全く当てはまらないではないか。もっと河川敷だけで有効に遊水機能を果たさせるべきである。			⑥
84	-	-	市民の要望の強い堆積土砂の撤去、樹木、雑草等の除去、桂川堤防の弱い箇所、河川管理者として堤防強化ができていない箇所の強化などは、緊急な課題であり、具体的な目標年次を示すべきです	19 23 45	例えば、土砂堆積について、いつ・どこに・どれだけ堆積するかを予測して土砂撤去の計画を立てることは困難な状況です。洪水の流下に支障となる土砂の撤去、樹木の伐採等については本計画19、45頁に記載しています。また、堤防の強化についても本計画23頁に記載しています。これらは喫緊の課題であることは認識しており、適切に対応していきたいと考えています。	⑥
85	-	-	堆積土砂について、30年計画で整備しても、大きな台風が来ればまた堆積する。この緊急対応をどうするかについて、何も書かれていない。			⑥
86	-	-	堆積土砂撤去のできない理由に予算がないという言い訳は、亀岡では絶対に許されない。我々亀岡市民は、これ以上、下流のために犠牲になるつもりはない。今後は補償問題にまで発展した議論が必要であることを認識するべきである。			⑥
87	-	-	桂川及び各支川(年谷川、西川、鶺ノ川、雑水川、曾我谷川、愛宕谷川、七谷川、犬飼川、千々川)の土砂の浚渫は下流域に影響を与えないことから、流下を阻害している堆積土砂の浚渫、立木伐採及び護岸整備等を早急に実施し、正常な河川機能の確保を図ること。なお、浸水被害が発生している現状から、堆積土砂が断面積の1割に満たない場合においても、適宜浚渫を実施すること。	45	限りある予算の中で優先度の高いものから実施しています。本計画45頁に記載のとおり、引き続き河道内において土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、河川に生息している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ計画的に樹木の伐採や堆積土砂の撤去を行い、流下断面の確保に努めます。	⑥
88	-	-	寅天堰～宇津根橋間に於ける土砂浚渫及び河川敷の竹藪伐採土砂の浚渫を求めます。今年度から一部事業開始して頂きますが、今後早期の全面事業継続をロードマップ的に事業期間をも明示していただきますよう求めます。			⑥
89	-	-	堆積土砂の撤去は断面積の1割をめやすとしているが、堤防から川底の高さが昔とはまったく変わっている。断面積の1割というのは見直すべきである。	-	目安として断面積の概ね1割と決めています。特に、過去に浸水被害が生じた箇所などは河道断面をしっかりと確保する必要があると考えており、状況に応じて対応していきたいと考えています。	⑥
90	-	-	山本浜のカメラが故障したが、台風の前に住民に言われて初めて分かった。他の防災カメラについても点検していないのではないか。	-	防災カメラは年1回定期的に点検を実施しています。山本浜カメラが映らなかったのは、雷と思われる異常電圧が電気経路に侵入し、部品を損傷したものと考えております。今後は故障を迅速に把握できるよう日々の確認に努めて参りたいと考えています。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
91	-	-	年谷川には堰堤が多数あり堰堤の底が5m程度えぐられているが、改修されていない。堰堤が決壊すると流域水害に繋がることから、早急な対応を要望しておく。	-	河川施設の損傷や河床洗掘等の状況を詳細に調査の上、必要に応じて対策を実施します。	
3.1 出水時における情報提供と連携体制の強化						
92	47	-	河川防災カメラについては、長年の問題がようやく解消されたが、このような事態が生じないような対策と、カメラ設置などに当たっての基本姿勢について記載されたい。 水防法の改正を浸水想定区域図の作成に矮小化せず、水害リスク情報の共有と情報の迅速な提供方法を具体的に記載すべきです。	45 47	本計画45頁に「河川管理施設については、洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や施設等の点検を行い、機能が確保できるよう計画的な補修に努める。」と記載しています。 また、水害リスク情報の周知として、本計画47頁に「水位計が設置されていない河川について、低コストの簡易型水位計を活用しながら、河川情報の把握を努め、今後は、これらの防災情報が有効に活用されるよう関係市と連携を図り、啓発イベントや防災訓練、地域の自主的な防災活動の支援等を通じて、より効果的な運用や改善に努める。」と記載しています。	
93	47	-	桂川最上流域である京都市左京区花脊地域は京都の屋根とも言われ、雨雲がぶつかり大雨を記録してきた地域である。 しかし、その地域には雨量計も少なく、水位計に至っては全くない現状である。 上流部での水位が分かれば、下流域での水害対策に早期に対応ができることから、是非とも簡易型の水位計だけでなく、本川には精度の高い水位計の設置と雨量計の増設を、整備する計画としていただきたい。 【水位計】 精度の高い水位計を桂川と別所川の合流地点(左京区花脊大布施町)に、簡易水位計を各支川に設置されたい。 【雨量計】 花脊峠・久多峠・佐々里峠の各頂上に設置されたい。	-	ご意見を参考にしながら、その他河川における必要な箇所も含めて、必要性及び優先度を勘案し、設置を検討していきます。	
94	-	-	人災ともいえる平和池の決壊問題は、災害防止、緊急連絡体制の確立に当たって重要な教訓であるが、災害の歴史から排除することはいかがなものか。	47	本計画47頁の第一段落の後に、「特に、年谷川では、昭和26年7月の豪雨により上流の平和池が決壊し、下流の現亀岡市篠町柏原・矢田町・三宅町地区他において、死者・行方不明者あわせて100名を超える住民が犠牲となった。当時は気象情報や避難指示・誘導等の連絡体制が十分でない時代での災害であった。このため圏域内の河川では、過去の災害を教訓に、…」と追記します。	
3.2 地域と連携した災害に強いまちづくり						
95	48	-	(地域と連携した災害に強いまちづくり) 流域内貯留・浸透施設について、具体的な計画があれば示されたい。	19 48	戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留などを想定しています。本計画48頁に災害に強いまちづくりの概念図を掲載し、具体例を示しています。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。 なお、具体的な箇所等については、府・亀岡市・南丹市による総合的な治水対策を検討する場において、関係市が所管・所掌する公共施設、校庭、公園、市道、ため池等において、整備可能な箇所を調整したいと考えています。	⑤

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
3.3 地域住民との連携						
96	-	-	1. 市街地の流れは、“河川”ではなく“川”“小川”のコンセプトで。 (生活周辺環境・景観要素として) 2. 周辺住民、自治会の意見を取り込んだ改修、住民主体の環境美化活動の動機付け (行政からの啓蒙の第一歩) 3. 生物生存多様性空間の創出、子供が楽しめる“川”	21 49	本計画21頁「1.2.5 河川環境の整備と保全に関する目標」において、「河川本来の変化に富んだ水辺の創出など、多様な生物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備を行う。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については、魚道整備等を必要に応じ検討する。」と記載しています。 また、本計画49頁「3.3 地域住民との連携」において、「府管理河川において、地域の住民や企業の方々のボランティア活動を行う愛護団体と京都府及び関係市が三者で協働して、「ふるさとの川づくり」を進めており」と追記します。	
その他(下流の整備、上下流バランスについて)						
97	-	-	下流の整備について 平成24年の国の淀川整備事業の評価資料によると、この時点での治水安全度は1/5であり、整備計画の目標流量を流せない区間は約82%もあり、さらに計画流量を流せない区間はほぼ100%です。その後5年が経過していますが大幅に改善されてはいません。今回の整備計画はこの下流区間の整備と密接に関係していますが、下流の整備が計画どおりに進む目は担保されているのでしょうか。また、上下流バランスを確保するとしながら、この資料を見る限り、下流の1/5に対して上流は1/10とすでにバランスが確保されてないように思いますが、どうなっているのでしょうか。	19	現在、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところです。 なお、下流の整備が進まない上流の整備が進まないため、本計画に、「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。 下流の1/5はH.W.L.評価であり、堤防の余裕高を控除しています。一方、上流の1/10は霞堤の天端満杯の評価であり、評価手法が異なります。	⑦
98	-	-	整備計画の見直しについて 今後概ね30年間の整備内容を定めるとのことですが、国の整備事業が仮に計画どおり進んでも、その完成年度である平成49年度までは、桂川の治水安全度は概ね1/20と言われる平成16年の台風23号洪水程度までしか治水安全度を上げることができません。また、その時点でようやく昭和28年洪水に対応させる整備に着手できるというものになっています。嵐山地区や下流のさらなる大規模な河道掘削を必要とする国の整備事業は、遅れることはあっても早まることはありません。原案は河川整備を促進する計画であるとは全く言えません。原案は、さかのぼれば昭和50年代から60年代の30年も前の計画をそのまま踏襲しているだけです。これでは、専門家の検討委員会を設置して検討した？意味が全くありません。これまでの治水対策を検証し、実態をしっかりと把握し、今後、現実的かつ整備効果が早期に上げるにはどうすればいいのかという観点から、これまでの計画にとらわれることなく一から検討をやり直すべきと考えます。	13 19	本計画13頁に記載のとおり、桂川の亀岡工区については、平成8年から引堤による河道整備を実施し、平成15年には緊急対策特定区間として重点的に整備を進め、平成21年度に当面計画が完成しました。さらに、平成22年度から高水敷の掘削を実施し、平成29年6月に完了し、上下流バランスを図りながら着実に整備を進めています。 現在、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところです。 本計画23頁に「霞堤は一度に計画高水位まで嵩上げできないため、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げする。」と記載しており、下流の進捗に合わせて着実に整備を進めていきます。 また、下流の整備が進まない上流の整備が進まないため、本計画に、「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。	⑦
99	-	-	・前述の国の整備が完成するまでの20年間も、これまでの嵐山地区の整備計画の検討をはじめ、国の事業実施状況を見れば、遅れることはあっても決して早まることはありません。 ・一方で、亀岡の治水対策は、日吉ダムは構想から完成まで約37年間を要し、完成してからでも20年が経過しようとしています。未だ10年確率程度の安全度でしかなく、人家浸水も解消されていません。 ・このような桂川の治水対策の経過と現状、課題をどのように認識しているのか、見解を伺います。			⑦

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
100	-	-	流水保全水路について 下流の国の管理区間には、かつて整備された流水保全水路というものが高水敷にあります。それは、嵐山とともに、特に河道掘削に支障となり河川整備の進捗にも大きく影響を与えると思われます。したがって、上流圏域の河川整備計画を検討する上で、その取り扱いについて把握しておく必要があると考えますが、どのように認識されたうえで、この原案となっているのでしょうか。もし仮に、撤去するのであれば、これほどまでに桂川の治水対策が遅れているにも関わらず、治水対策とは全く関係のない整備に多額の事業を費やし、その効果はどの程度、またどれほどの期間発揮されたのかなど、上流圏域の河川整備計画を策定するにあたり、下流の整備を国が責任を持って促進させる意味でも、当該事業の検証が必要と考えます。	-	淀川水系河川整備計画において、「戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。」としており、流水保全水路には支障がないと聞いています。	
101	-	-	計画全体として、亀岡での30年間の到達目標に達する具体性のある計画となっていない。下流での桂川緊急治水事業の進展見通し、下流での平成16年台風23号対応の具体的な見通し、昭和28年洪水を目指す整備計画の具体的な見通し及びそれぞれの完了時期を記載すべきです。併せて、下流の改修促進の取組、関係機関への働きかける方針さえ記載されていない。何もしないで、亀岡市民に待っているとの姿勢と感じられます。見解を伺いたい。	19 23	下流の整備状況にあわせて、上流も整備していく必要があり具体的な完了時期は記載できません。 また、下流の整備が進まない上流の整備が進まないため、本計画19頁に「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。 現在、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところです。 本計画23頁に「霞堤は一度に計画高水位まで嵩上げできないため、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げする。」と記載しており、下流の進捗に合わせて着実に整備を進めていきます。	①
102	-	-	嵐山周辺の今後の整備計画が示された。整備計画の予定について、概ね4項目が示された。 ① 左岸にパラペット(擁壁)を立ち上げる。渡月橋より上流は80センチ、下流は60センチ、下流は三条交差点付近まで施工する。 ② 渡月橋の橋下の掘削を約2.5~3m掘削。 ③ 渡月橋上流にある1号井堰の改修(転倒式に) ④ 中の島の掘削 我々は、4項目すべて終わるまでは待てない。左岸パラペット完成すれば直ちに、かすみ堤を下流山本から1mかさ上げを着手する準備をする計画を立ててほしい。	-	下流の流下能力が向上したら直ちに霞堤が嵩上げできるよう、事前に準備を進めます。	
103	-	-	下流域との流下バランスを考慮した整備は一定理解するが、亀岡市が下流域の犠牲となっている現状を鑑み、下流域と並行した整備を早急に進めること。特に、国土交通省近畿地方整備局によると、嵐山地区の左岸における溢水対策(パラペット等)が完成した際には、霞堤の1メートルの嵩上げが可能となることから、嵐山地区の整備完成前に亀岡市のすべての霞堤の調査を行い、完成後はすみやかに霞堤を1メートル嵩上げすること。			
104	-	-	我々は、半世紀以上にわたって要望活動してきた。その実績と努力を踏みにじらないようにしてほしい。			
105	-	-	今日までの亀岡市の水害の歴史をもっと深く認識してほしい。永年にわたって下流の都を守るために、保津川溪谷の上流に位置する亀岡の地に、意図的に、かすみ堤なる人工的、工作物を造り、強制的に我々の資産である土地に浸水させ、府民の生命財産を脅かし続けてきた行政を預かってきた者たちによって、下流域の水害を守るために、人工的工作物であるかすみ堤を造って、今なお締め切らない行為は、これ正に、被差別的で非人道的な取扱いであることを物語っている。	-	これまでの経緯は承知しており、これまで以上に上流の河川整備推進を図るとともに、下流嵐山地区の整備促進について国に対して要望していきます。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
106	-	-	直ちに改修に本気で取り組むことを、声を大にして強く求めるものである。 田邊朔郎のように気概を持って進めて頂きたい。	-	これまでの経緯は承知しており、これまで以上に上流の河川整備推進を図るとともに、下流嵐山地区の整備促進について国に対して要望していきます。	
107	-	-	命より大事な景観なるものがあってはならない 嵐山に配慮して、景観という奇麗ごとの言葉に変え観光を優先させるような発言は誠に残念で許せない。	19	現在、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。また、下流の整備が進まないと上流の整備が進まないため、本計画に、「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。	⑦
108	-	-	桂川改修事業については、抜本的治水対策としての保津川狭窄部の開削に向け、下流域整備を国に強く要望し、暫定計画・基本計画に基づく整備の早期実現を図ること。また、国に対する河川整備予算要望の際には、桂川整備予算を別枠として設け、予算の獲得について最大限の要望を行うこと。	-	下流域の整備は、京都府が管理する桂川の改修促進にもつながり、現在検討を進めている河川整備計画の進捗にも関わることから、国土交通省に対しても、引き続き強く促進を要望していきたいと考えています。また、桂川の整備に必要な予算が確保出来るよう、強く要望していきます。	
109	-	-	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所は、嵐山地区の4項目の整備を実施すれば上流の霞堤を全て締切れるとはっきりと言っている。それを反映した計画になっているのか疑問である。嵐山地区の左岸の溢水対策(パラペット等)が完成すれば霞堤を1メートル嵩上げできると明言されている。左岸溢水対策の完成後すみやかに下流から霞堤の1メートルの嵩上げを進めていくことを計画に盛り込むべきである。	23	嵐山の4項目(左岸側溢水対策、一の井堰の改築、河道掘削、中の島の部分開削)が完了すれば、上流の霞堤については計画高水位(H.W.L)まで嵩上げできると考えており、本計画23頁に記載しています。また、「当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げする。」といった段階整備についても本計画に具体的に記載しています。	①
110	-	-	下流域の国の治水対策が完成しても、10分の1から20分の1の治水安全度しか確保されないということを書いているようなものであり問題である。整備のネックである嵐山地区の具体的な整備方法はいまだに検討中であるが、嵐山地区の計画をここにきちんと盛り込むべきではないか。	-	嵐山地区は直轄区間であることから、嵐山地区の計画については直轄の河川整備計画に記載されるべきものです。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。	①
111	-	-	桂川についての河川整備計画は、上下流のバランスをとりながら30分の1の治水安全度をめざし30年間で進めるとされている。下流が整備されない限り、上流の整備はできないというもので、亀岡市に当面の犠牲を押しつけるものであり承服し難い。見通しや具体的な年次計画をはっきりさせるべきである。	-	河川法16条の2第二項の解説には、「河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすること。」とあります。これに基づき、本計画の桂川本川については、昭和28年台風13号洪水への対応を目指すことを目標としており、その期間を30年間としています。また、段階的な整備として、霞堤の嵩上げについて具体的に記載しています。なお、本計画策定後、詳細設計を行ったうえで必要に応じて地元調整(用地買収)などが必要になることなどから、現時点では詳細な工程は決められません。	①
112	-	-	「下流域の河川整備の進捗を考慮して」すすめるとあるが、これではいつまでたっても実現できないこととなる。したがって、下流域の整備を進める目標、亀岡の整備をすすめる目標を明確にし、そのための方策を明示すること。	-	淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)では、桂川の嵐山地区について、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施するとされており、桂川上流圏域については、下流と整合を図った目標としています。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところ。	①

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
113	-	-	嵐山地区の左岸側溢水対策は緊特170億円の内数で必ず実施いただきたい。また、嵐山地区の3つの整備内容(一の井堰の撤去、河道掘削、中の島の部分開削)についても170億円以上措置されるよう要望に行くため、府からも要望願う。	-	引き続き要望していきます。	
114	-	-	嵐山の進捗については亀岡市にも提供いただきたい。	-	適切に提供します。	
その他(遊水機能について)						
115	-	-	現実には、遊水機能を持たされている土地の多くは農地であり、その利活用は制限されています。この補償と土地利用の制約を両立させる地役権などの設定を行わないと、遊水機能を持たされている土地は小規模開発を含めすでに縮減されつつあり、このままでは乱開発はより一層進みます。このような事態を招いたのは、亀岡駅北土地区画整理事業地等を市街化区域に編入を認めた京都府、亀岡駅北土地区画整理事業を認可した亀岡市、また、そのような土地にスタジアムという巨大な公共事業を導入した京都府及び亀岡市の責任です。したがって、京都府、亀岡市の責任で、現にある遊水機能のある土地の保全と、実効ある土地利用規制ができる制度の導入や、例えば地役権設定などを記載すべきです。	-	霞堤内は堤防が低いため洪水時には一時的に氾濫しますが、霞堤内の土地は河川区域ではなく民地であり、本来は洪水から防御されるべき土地です。亀岡市は霞堤を締め切って欲しいと要望されており、全体計画(将来計画)では霞堤を締め切る計画であることから、本計画では、河道掘削や霞堤の嵩上げによる対策を行う計画としています。締め切るまでの土地利用の規制や誘導については、様々な手法があることから、関係市と連携しながら検討していきたいと考えています。	⑧
116	-	-	遊水地の保全について 亀岡駅北側での盛り土のような改変が他の遊水地で進めば、今回の河川整備計画の前提条件も変わるはずで、上下流バランスを確保する上で遊水地の果たす役割は、整備計画での段階的な目標の整備途上において、それを超えるような洪水が発生した場合の下流への影響を軽減させるものとしても重要です。したがって、河川整備計画上、全ての遊水地をどのようにして保全するのか明記する必要があると考えます。	-		⑧
117	-	-	遊水機能の遊水池は、河川敷内でやるものであり、我々の資産である土地に浸水させることは許されない。	19	河川整備は上下流バランスを確保しながら行うのが原則であり、直ちに霞堤を締め切れないのが現状です。下流の整備が進まない上流の整備が進まないため、本計画に、「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。	⑦
118	-	-	伊賀市の上野では、補償してもらって遊水地と呼ばれている部分があるが亀岡とは全く違う。亀岡は今まで当たり前のように遊水地という言葉を利用されてきた経過がある。	-	遊水機能を有する土地として認識しているが、浸かることが前提の土地とは考えていません。これまでの上流における経緯は承知しており、引き続き上流の河川整備推進を図ります。	
119	-	-	田畑や宅地まで浸水させて遊水地と呼ばれるのはおかしい。遊水地とは、本来は河川内であるものである。犠牲になってきた分の見返しとして、本来は下流が上流側に対して何らかの形で補償するのが当然である。	-		
120	-	-	日吉ダムを過大評価することなく、昔からの知恵である「遊水機能」を大事にして自然と共生する形で水害被害を防ぐため、土地利用の規制をすべき。 (現状では真逆に、遊水地をかさ上げして開発するという危険な工事が進められている)	-	土地利用の規制や誘導については、様々な手法があることから、関係市と連携しながら検討していきたいと考えています。	⑧

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
121	-	-	田んぼダムは有効な手法と考えている。地元としても取り組みたいと考えている。流域全体の取り組みとして欲しい。	-	府・亀岡市・南丹市による総合的な治水対策を検討する場を設け、総合的な治水対策を推進するために勉強会を開催しており、水田による貯留などについて検討しているところです。引き続き、総合的な治水対策の推進に向けて検討を進めます。また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。	⑤
その他(開発について)						
122	19	26	<p>・P19では「さらに、近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けて、土地利用の規制や誘導を含め関係市と連携しながら、計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭での雨水貯留浸透施設、校庭・公園での貯留施設など、流域において総合的な治水対策を推進する。」とあります。</p> <p>・現在、京都府と亀岡市において亀岡駅北地区において区画整理とスタジアム建設が進められていますが、当該地域は桂川の氾濫原で遊水機能を有していた水田地帯であったことは言うまでもありません。</p> <p>・これらの開発によって減少した遊水機能の代替措置はどのようにするのでしょうか伺います。</p> <p>・また、遊水機能の有する地域の保全方法、遊水機能を有する地域での開発規制方法等々について具体的に定められない限り、また同じことが繰り返されますが、見解を伺います。</p>	-	一般論として、河川区域外で行われる開発については、治水だけでなく周辺のまちづくり等を勘案して進められるものであり、一概に河川管理者では回答できません。土地利用の規制や誘導については、様々な手法があることから、関係市と連携しながら検討していきたいと考えています。	⑨
123	19	26	19ページ最下段に、浸水被害の軽減に向けての対策があるが、「土地利用の規制や…」と書かれているのに、今、遊水機能のなくすスタジアム計画がすすんでいる。スタジアム計画をやめ遊水機能の維持拡大が必要。アユモドキ保護の記述もあるが、その障害となるスタジアム計画は中止すべき。	-	一般論として、河川区域外で行われる開発については、治水だけでなく周辺のまちづくり等を勘案して進められるものであり、一概に河川管理者では回答できません。	⑨
124	19	27	亀岡駅北の区画整理事業とスタジアム建設が進められているが、これらの開発によって遊水機能が減少することに対する代替措置はどのように考えておられるのか。	-		⑨
125	-	-	<p>亀岡地域における霞堤と遊水地について</p> <p>亀岡盆地では、桂川の保津峡及びその上下流の特性を知り、洪水の氾濫を享受した川との関わりが保たれてきました。つまり、霞堤の存在と遊水地としての土地利用です。しかしながら、亀岡駅北地区ではスタジアム建設を含む開発によって、そういった土地利用形態が大きく改変され、川との関わりをも無視されました。自然は必ずやそのしっぺ返しをするでしょう。今回の河川整備計画の中には、その影響についてどのように検討し原案に考慮されているのでしょうか。</p>	-		⑨
126	-	-	<p>亀岡駅北側での盛り土の影響について</p> <p>上記(亀岡地域における霞堤と遊水地について)に示す影響については、直ちに代替の措置が必要であり、仮に河川整備として行うのであれば計画に位置付ける必要があると考えますが、原案にはありません。その措置は誰がどのように行われるのでしょうか。なお、念のため、掘削量＝盛り土量という理由で、下流の流量や周辺の氾濫には影響はないとの説明は、河川工学的には成り立たないことは十分承知されていることと思います。河川管理者として、このような人命に関わる重大な問題に対して、誤魔化しは許されません。科学的な検討と対応が必要であり、それを説明すべきです。</p>	-		⑨
127	13	33	(スタジアムを今の予定地に建てることはやめて欲しい) 「上流圏域の治水安全度を向上するために、貯留浸透施設等の整備など総合的な治水対策について検討していく必要がある。」とありますが、亀岡では逆に遊水地をなくす方向になっているのはなぜですか。	-		⑨

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
128	19	26	(スタジアムを今の予定地に建てることはやめて欲しい) 「近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けて、土地利用の規制や誘導を含め」とありますが、亀岡では規制緩和の方向になっているのはなぜですか。	-	一般論として、河川区域外で行われる開発については、治水だけでなく周辺のまちづくり等を勘案して進められるものであり、一概に河川管理者では回答できません。	⑨
129	46	11	(スタジアムを今の予定地に建てることはやめて欲しい) 「(アユモドキの)産卵場の改善や生息域の拡大などの対策を講じ、」とありますが、生息域にスタジアムを建てるなど逆に生息域をせばめているのではないのでしょうか。			
130	47	11	(スタジアムを今の予定地に建てることはやめて欲しい) 「想定し得る最大規模の洪水による浸水想定区域図の作成」とありますが、現状でも最も浸水被害の大きい場所にあえて公共施設をもってくるのはどういふつもりなのでしょう。			
131	-	-	亀岡駅北の区画整理事業とスタジアム建設が進められているが、この開発による遊水機能の減少に対して、どのような措置をされるのか具体的に示していただきたい。 たびたび起こる集中豪雨による浸水をどう見込まれているのか分析がない。			⑨
132	-	-	京都スタジアムの建設地は、他の地域と同様に10年確率の水田でした。 同じように、高水敷の掘削土を埋め立てれば、年谷川や西川でも、開発は可能なでしょう。山田知事はそのように答弁されています。 堆積土砂もいっぱいあります。これを埋めたて、開発できない理由を教えてください。	-	一般論として、河川区域外で行われる開発については、治水だけでなく周辺のまちづくり等を勘案して進められるものであり、一概に河川管理者では回答できません。 なお、堆積土砂については、維持管理の中で除去していくこととします。	
133	-	-	・京都スタジアム計画の進捗状況に関心を持っている。 ・専門家や市民からの懸念の表明により、アユモドキの生息地から離れた場所に建設場所が移動したことや、治水面での影響を考慮して、上流部を掘削することになったことについて、最悪の事態は免れたとひとまず安心している。 ・当初計画から現在計画へ修正の過程で多くの時間や労力が消費されたことを鑑みて、今後、京都スタジアムのような無謀な計画が希少種の生息地や洪水リスクの高い場所でおこらないようにしていただきたい。	-	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	
134	48	2	(スタジアムを今の予定地に建てることはやめて欲しい) 「洪水による被害をできるだけ軽減するために、土地利用の規制や誘導を含めたまちづくり」を是非とも亀岡でもお願いします。	-	土地利用の規制や誘導については、様々な手法があることから、関係市と連携しながら検討していきたいと考えています。	
135	-	-	洪水ハザードマップでは、亀岡駅北の浸水深は大きくなるのが容易に考えられる。市民の大半は全くの常識となっている。よくも、まあ、こんな計画ができるものとあきれて、市民の水害府案がなくなる計画だと思う。	-	一般論として、河川区域外で行われる開発については、治水だけでなく周辺のまちづくり等を勘案して進められるものであり、一概に河川管理者では回答できません。 なお、現在公表されている洪水ハザードマップは、亀岡駅北の区画整理事業の着手前であり、現在は盛土されています。	
その他						
136	-	-	工事や整備区間が優良農地等にかかる場合は、優良農地の保全と基盤整備の調和を図るため、計画段階から関係機関と調整をするとともに、既存の営農形態に支障の無いようにしてください。 なお、七谷川付近は国営亀岡農地整備事業が実施された地域であるため、特に留意してください。	-	計画を進めるにあたって、関係者及び関係機関と十分調整を図ります。	
137	-	-	今回の河川改修区間において、小規模な農業水利施設が多数存在しますので、河道掘削・築堤等により農業水利施設への影響が懸念される場合は、当該施設管理者と調整の上、実施してください。	-	農業水利施設への影響が懸念される場合は、施設管理者と十分調整を図ります。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
138	-	-	河川法では、関係住民の意見を反映させるために必要な措置をとるように定められているが、パブリックコメント以外に、京都府管理河川で最大である桂川について、河川法で例示されている「公聴会」等を開催する計画はないのか。計画がないのならばその理由を伺いたい。	-	本計画の検討段階において、地元関係市に説明してきています。また、市議会や地元関係団体の要請に応じて説明を行っており、その都度多様な意見を聴取しています。さらに、本計画原案をホームページ等で広く周知し、パブリックコメントにより多くのご意見をいただいているところです。こういったことから、関係住民の意見を広く聴取できていると考えており、現在のところ公聴会を開催する予定はありません。	⑩
139	-	-	市町村の事業も含めた計画であることから、市町村協議に時間をかけるべきです。平成27年3月20日に木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会が開催されて、桂川上流圏域の整備目標が固められて以降、平成29年11月13日に桂川上流圏域河川整備計画(原案)(以下「原案」という。)が同検討委員会で検討されるまでの間、市町村協議を進めるべきだったと考えます。このような重要な法定計画としては、原案が出るまでに各市、市議会をはじめ府民対応すべきであり、府の計画の進め方としては極めて十分と思われるが、いかがですか。	-	平成27年3月20日以降、国との調整に時間を要しましたが、本計画の検討段階において、地元関係市に説明してきています。また、市議会や地元関係団体の要請に応じて説明を行っており、その都度多様な意見を聴取しています。さらに、本計画原案をホームページ等で広く周知し、パブリックコメントにより多くのご意見をいただいているところです。なお、直接関係市が実施する事業は本計画の対象外ですが、本計画は府管理の一級河川全てを対象としており、それら事業と連携しながら本計画を進める必要があることから、引き続き関係市と連携・調整します。	
140	-	-	淀川水系桂川上流圏域河川整備計画については、地域の意見を十分に反映したうえで策定すること。	-	本計画の検討段階において、地元関係市に説明してきています。また、市議会や地元関係団体の要請に応じて説明を行っており、その都度多様な意見を聴取しています。さらに、本計画原案をホームページ等で広く周知し、パブリックコメントにより多くのご意見をいただいているところです。いただいたご意見については、可能な限り計画に反映したいと考えています。	⑩
141	-	-	住民の意見をどれだけ反映した計画になっているのか疑問である。	-		⑩
142	-	-	京都府河川の占用等に関する条例では、土砂等の採取料金を定めており、採取の民間採取を前提としている。しかも、河川管理規則では土石採取料に係る計算方法を定めているにも関わらず、条例規則に根拠を持たない土石の採取制限の告示で制限しています。 ア 法的な組み立てとしては、告示の根拠はないものと思慮します、見解を伺いたい。 イ 昭和38年10月1日から「南丹市八木町地内大堰橋から下流亀岡市請田神社の地先までの間」は、「河床の低下をきたし、河川管理上に支障となるおそれがあるため」、土石、砂の採取は許可しないとされているが、なぜ桂川の特定区間だけが許可できないとの理由、また、その根拠が継続している理由を教示願いたい。	-	本計画に関する意見とは関係ないため回答はできませんが、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。	
143	-	-	京都府は、公文書について、表記上の基準をもっていながら、その基準に原案の表現方法は整合していません。また、定義されない用語や用語の不統一、府民には理解できない表現(例:再度災害)があります。このレベルの成熟度では改めて検討委員会を開催し、改めてパブリックコメントを行うべきと考えます。	-	適切でわかりやすい表現に努めます。	
144	-	-	総合治水とうたいながら、原案の道路の記載内容から道路担当部局や、圃場整備などの記載内容から極めて大切な農林部局との調整もなされていないと推定されます。そのレベルの原案ではパブリックコメントの対象である「立案段階」にも達していないレベルと思われるが、見解を伺います。	-	パブリックコメントにあわせて関係部局(農林、環境、道路等)と事前協議しており、平行で進めています。	
145	-	-	桂川上流圏域整備計画の見直しは我々亀岡市民の命に関わる問題である。確実に治水の安全度を高める方策として具体的な計画を盛り込んでいただきたい。	23	着実に整備を進めるために、「当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から約1m嵩上げる。」といった段階整備についても本計画23頁に具体的に記載しています。	
146	-	-	諸問題の解決策は、今言ったことの実現しかないということである。今後の事業計画に反映できるように切に願いたい。	-	ご意見については、可能な限り計画に反映したいと考えています。	

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問

資料5

番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
147	-	-	以前、亀岡に土木事務所があったときは、何かあればすぐに現場に来られた。命に関わる部分は拠点化するのではなく、現場にきちんと配置すべきである。	-	本計画に関する意見とは関係ないため回答はできませんが、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。	
148	-	-	南丹市民は国道9号の渋滞で、すでに通勤や通学に困っています。このスタジアムの車が増えればますます困ります。今でもダンプが増えて困っています。この迂回路を、堤防上に早く作ってください。	-	道路整備は、まちづくりや道路ネットワークを考慮して計画されるものであることから、本計画に記載することはできません。	

※備考覧の丸数字は、資料4の番号に対応しています。

※全意見は155項目ありましたがうち7項目については同様の意見であったことから、本資料では148項目としています。